

朝日町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付規則（平成元年12月25日規則第22号）

最終改正:平成26年2月24日規則第1号

改正内容:平成26年2月24日規則第1号〔平成26年4月1日〕

○朝日町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付規則

平成元年12月25日規則第22号

改正

平成2年12月27日規則第12号
平成3年6月28日規則第10号
平成5年3月22日規則第9号
平成5年6月29日規則第16号
平成13年7月13日規則第11号
平成15年2月3日規則第1号
平成15年3月28日規則第8号
平成17年3月31日規則第7号
平成18年4月1日規則第9号
平成20年3月31日規則第8号
平成24年7月30日規則第17号
平成26年2月24日規則第1号

朝日町合併処理浄化槽設置事業費補助金交付規則

（目的）

第1条 この規則は、朝日町合併処理浄化槽の普及に関する条例（平成元年町条例第46号。以下「条例」という。）第6条第3項及び朝日町補助金等の適正化に関する規則（昭和58年町規則第8号。以下「適正化規則」という。）並びにこの規則の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

（用語の定義）

第2条 この規則において用いる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）「合併処理浄化槽」とは、条例第2条第3号の合併処理浄化槽であって、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」の適用を受けるものにあつては、同指針に適合するものをいう。
- （2）「単独浄化槽」とは、浄化槽の構造（昭和55年建設省告示第1292号第1の規定）により建設大臣が認定したもので、し尿だけを処理する浄化槽をいう。
- （3）「放流ポンプ槽」とは、合併処理浄化槽で処理した処理水を所定の槽内に流入し、ポンプにより排水する機能を有する設備をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- （1）合併処理浄化槽を設置する事業
- （2）単独浄化槽を設置している者が、単独浄化槽を廃止し合併処理浄化槽を設置する事業
- （3）放流ポンプ槽を設置する事業

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、前条に規定する合併処理浄化槽を設置するものとし、次の各号に適合するものでなければならない。

- （1）設置者
- （2）補助金申請年度の3月10日まで実績報告書を提出できる者
- （3）町税に滞納がない者
- （4）法第7条及び第11条に規定する法定検査を受検しかつ今後も受検する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、補助金の交付の対象者とはならない。

- （1）法第5条第1項の設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者
- （2）住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られないもの

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、別表に定める額を限度とする。

2 単独浄化槽を廃止し合併処理浄化槽を設置する場合の補助金は、1事業100,000円を別表に定める限度額に加算した額

3 放流ポンプ槽の補助金は、町が示す基準額の5分の4を限度とし、別表に定める限度額に加算した額

（補助金交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1）法第5条第1項の届け出書の写し又は同法第5条第1項ただし書の規定による建築基準法に基づく確認申請等のし尿浄化槽設置調書の写し及びそれに添付する書類一式
- （2）法第7条並びに法第11条で規定する水質に関する検査申込書の写し
- （3）住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- （4）納税証明書
- （5）合併処理浄化槽設置工事見積書（浄化槽本体及び埋設工事明細書）

- (6) 放流ポンプ槽設置工事見積書
- (7) その他町長が必要と認める書類
- (交付決定の通知)

第7条 町長は、前条の補助金交付申請書を受理して内容を審査し補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)をもって申請者に通知するものとする。

(事業の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、適正化規則第7条に定める変更をしようとするときは、変更承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、予定の期間内に事業が完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに町長に報告しその指示を受けなければならない。

(実績報告書)

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは事業費実績報告書(様式第4号)に次の書類を添えて、事業完了1ヶ月以内若しくは当該年度の3月10日までのいずれか早い日までに町長に報告しなければならない。

- (1) 合併処理浄化槽の使用開始報告書(写し)
- (2) 合併処理浄化槽設置工事に要した経費の精算書(浄化槽本体及び埋設工事明細書)
- (3) 放流ポンプ槽設置工事に要した経費の精算書(明細書)
- (4) 工事前、工事中、完成工事等の写真

(補助金の確定)

第10条 前条の規定による報告があったときは、事業費実績報告書等の審査及び現地調査を行い、その報告を適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助金額確定通知書(様式第5号)をもって補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、速やかに補助金請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第12条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他の不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他町長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された補助事業者が、既に補助金の交付を受けているときは、町長の請求に応じ交付を受けた補助金額を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

2 朝日町合併処理浄化槽施設等設置補助金交付規程(昭和63年4月町告示第1号)は、廃止する。

附 則(平成2年12月27日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行し、平成2年9月1日から適用する。

附 則(平成3年6月28日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成5年3月22日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成5年6月29日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成13年7月13日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年2月3日規則第1号)

この規則は、平成15年2月1日から施行する。

附 則(平成15年3月28日規則第8号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第7号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年4月1日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第8号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月30日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

附 則(平成26年2月24日規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表

人槽	限度額
5人槽	550,000円
7人槽	680,000円
10人槽	950,000円
11人槽～20人槽	当該年度の国庫交付金基準額
21人槽～30人槽	当該年度の国庫交付金基準額
31人槽～50人槽	当該年度の国庫交付金基準額
51人槽～	当該年度の国庫交付金基準額